

奈井江町
子どもの読書活動推進計画

平成 29 年 4 月
奈井江町教育委員会

目 次

□ はじめに	P1
□ 地域の現状	P1
□ 基本的な考え方	P2
□ 計画の期間	P2
□ 計画の対象	P2
□ 対象者の特徴	P2~P3
(乳幼児期) (小学生期) (中学生期) (高校生期)	
■ 子どもの読書活動推進のための取組	
1) 家庭における読書活動の推進	P4
2) 地域における読書活動の推進	P5
3) 学校における読書活動の推進	P6
■ 子どもの読書活動推進に関する法律	P7

はじめに

近年、様々なメディアや娯楽の台頭、インターネットをはじめとする情報化社会の進展に伴い、子どもたちの興味・関心が多様化してきており、読書に魅力を感じない子や活字離れの子が増加傾向にあります。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

奈井江町では、子どもの読書活動の推進に向け、町の図書館や学校図書室図書の実充や関係機関との連携、読み聞かせボランティアによる活動の支援等を行ってきました。

本計画では、これまで行ってきた事業の見直しや、子どもたちの現状を再認識する中で、奈井江町の子どもたちがこれまで以上に自発的・積極的に読書活動に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、学校・家庭・地域等が連携しながら、読書環境の向上を目指す指標となる「奈井江町子ども読書活動推進計画」を策定します。

地域の現状

奈井江町では、1年間をとおして読書週間や季節ごとに本の読み聞かせや工作などの事業を幼児～小・中学生を対象に行っています。また、平成23年度よりブックスタートを実施、平成27年度からは読書記録ノートの配布をするなど、本を読む機会や楽しみを多くの町民に提供できるよう努めています。

また、町内の企業や児童館・老人施設への移動図書を実施しており、定期的な巡回を行っています。

図書館の実績等(H27)

- 図書館蔵書 約 77,500 冊
(一般書 48,000 冊、児童書 29,500 冊)
- 貸出実績 約 19,600 冊



基本的な考え方

奈井江町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。

計画の期間

本計画は、平成 29 年度から 5 年間とします。

計画の対象

対象者はおおむね 0 歳から 18 歳とします。



対象者の特徴

乳幼児期（0歳～6歳）

一般的には、出生直後から 1 歳または 1 歳半くらいまでが乳児期、その後、就学するまでが幼児期といわれています。乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上でも、保護者等の周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。

そのため、この時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

なお、乳幼児が幼稚園や保育所で、教員や保育士、友達と一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

小学生期（6歳～12歳）

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくることが大切です。その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると、読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。また、学級担任など教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

中学生期（12歳～15歳）

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することなどにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

高校生期（15歳～18歳）

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を親しみ、学び続けていく上での大きな力になります。

子どもの読書活動推進のための取組

1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、読書が生活に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組むことが必要です。

そのため、家庭では絵本などの読み聞かせをしたり、家族で図書館に出向くなど、子どもが本に触れ、本に親しむきっかけを作ることが大切です。

【具体的な取組】

- ブックスタート「赤ちゃんの絵本等」の配布
- ノーゲームデーの設定（町独自）
- 家庭における読み聞かせ及び家読^{うちどく}の習慣化



目標指標

指標（指標の概要）	現状	目標年度の状況 H33
○ブックスタートの実施 ・生まれた子どもへ本等を寄贈する。	実施	継続
○ノーゲームデーの設定 ・奈井江町独自の設定を行う。	未実施	実施
○家庭における読み聞かせ等の習慣化 ・図書館主催による「読み聞かせ会」等を実施する。	実施	継続

2) 地域における読書活動の推進

子どもたちの望ましい読書習慣の定着を図るためには、図書館の整備を進めてより効果的な事業を実施することや図書ボランティア等の人材育成に取り組むことが必要です。そのため、図書館等における読書の楽しさを味わうことのできる活動内容の工夫、人材育成のための研修会の実施等を進めていくことが大切です。

【具体的な取組】

- 図書館だよりの定期発行（新刊の紹介など）
- 図書ボランティアの研修機会の実施
- 町のHPの活用
- 移動図書の実施（企業・児童館等との連携）
- 図書館の整備



目標指標

指標（指標の概要）	現状	目標年度の状況 H33
○図書館だよりの発行 ・図書館だよりの定期発行（広報誌の活用等）を行う。	実施	継続
○図書ボランティアの育成 ・研修する機会を設け、人材育成に努める。他市町と連携を図る。	実施	継続
○町のHPの活用 ・HPを活用した広報活動に努める。	実施	継続
○移動図書の実施 ・町内の企業や児童館・老人施設との連携を図る。	実施	継続
○図書館の整備 ・利用しやすい環境整備に努める。	実施	継続

3) 学校における読書活動の推進

学校等においては、教員や保育士が子どもの読書活動の意義を理解し、教育活動や保育の中で計画的・継続的に読書活動を推進する取り組むことが必要です。

そのため、子どもたちの実態を踏まえて日常から多様な指導を展開することにより、望ましい読書習慣の形成を図ることが大切です。

【具体的な取組】

- 学級文庫の設置
- 朝読（一斉読書）の実施
- 学校図書室との連携



目標指標

指標（指標の概要）	現状	目標年度の状況 H33
○学級文庫の設置 ・各教室に気軽に読書できる環境を整備する。	実施	継続
○学校等における「朝読」（一斉読書）の実施 ・授業が始まる前に各教室において「朝読」を一斉に行う。	実施	継続
○学校図書室との連携 ・学校図書室の整備を行い、更なる連携を図る。	一部実施	継続

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日

法 律 第 154 号

第 1 目的（法第 1 条関係）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

第 2 内容

1 基本理念（法第 2 条関係）

子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を読み、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務（法第 3 条及び第 4 条関係）

- (1) 国は、上記 1 の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（法第 3 条関係）
- (2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第 4 条関係）

3 事業者の努力（法第 5 条関係）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

4 保護者の役割（法第 6 条関係）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

5 関係機関等との連携強化（法第 7 条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

6 子ども読書活動推進基本計画（法第8条関係）

- (1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。（第3項関係）

7 都道府県子ども読書活動推進計画等（法第9条関係）

- (1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。（第3項関係）
- (4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。（第4項関係）

8 子ども読書の日（法第10条関係）

- (1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。（第1項関係）
- (2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。（第2項関係）
- (3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。（第3項関係）

9 財政上の措置等（法第11条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。
- 2 国においては、子ども読書の日の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。